

査、避諱の心でくわんと、姓諱の権利を、等々、へんへ重んずる事である。  
 行使常識軍部の自良之心で、日當に御用事で執り。歴史調査、嫡系の  
 モノで、華へ大衆の眞實ニシテモ大キヤ貢獻モセスヤテシ也。這箇セフモ  
 軍部・議會士モ一ソヘ事へてモビロ音諱ハシニ山ムモズ、モ子、山ヤ  
 燃諱ハ不可考ヘ御舟モテル。各職台ヘ支端ニ此圖ニエイヘ諱セ共常識  
 モスヘヤモニ威棄ヘハイトヘ趙向モ想見ムモキル。ロヘ其事ニ達敷ト  
 ウムヘ景ニ太氏日本モ出來ナセビ。シテ諱果ハシウシモ其事モ咲モト咲  
 避害モ受ケル。燭ハ株學館ニ既害モセシヤシモセリ。或町ニシテ  
 テキハ諱ニ御諱モ盛ルハコトベ威觀ヘ事ナドリ、不燃諱ハ常ニ大キヤ  
 吾ニ昧諱セモ翻轉ニ突進スル。シテ更益ニ深モシト音諱モ諱姐シ  
 ハ。甚シトヘ跡ハ幽平ヘ音シテ傳員モ潜諱モキル。氏間興ハ  
 ハ、貧ニ劣員一人ベ一聲延ヘ二聲立費モ四人正入モキモ來  
 セモ、ソノモ實音モナウイ、スノヘ堅諱避キニ必要セヘ音諱モ  
 ビヤヘセラ。

## 第 2470 番

昭和八年二月九日

財團法人協調會大阪支所

相國夫人諱會大阪支所

No.

大阪支所長 橋 本 能 保 利



「思想界ノ現況ト學生教諭ニ就テ」ノ件  
 大阪府中等學校校外教護聯盟ノ諫訪主事ガ該聯盟員ノ  
 爲ニ昨年執筆シタ「思想界ノ現況ト學生教諭ニ就テ」  
 フ御参考ノ爲ニ御送附申上候

